

(3) 木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

# 1 空家対策協議会について

## 現状

本市空家対策協議会は、法定協議会であると同時にその協議内容に法定外事項を含み、かつ、地方自治法の附属機関として市長が諮問、市長及び3部長が答申をするものとなっている。

## 課題

法定の協議事項に関しては、必ず市長が委員であることが必要となる。

一方で、法定外である市長からの諮問事項に対する協議会の審議等及び答申には、諮問した市長と3部長がかかわっている状態にある。

(市長は諮問した上で、自らもその審議等に加わり、会の一員として自らへ答申している状態)

しかしながら、附属機関は自らの知見、見識等により自由に、かつ、独自に審議等をして答申を出せるからこそ、その存在意義が発揮されるものである。

# 参考：他市の状況

○県内の市長が構成員となっている空家等対策協議会（法定協議会）の一覧

市町村名	協議内容		
	特定空家の認定	特定空家の処分	その他
銚子市	●	●	
市川市			特定空家への措置
船橋市			特定空家の認定基準
松戸市		●	空家対策重要事項
佐倉市	●	●	
東金市	●		
習志野市	●		
柏市		●	
勝浦市	●	●	
我孫子市		●	
鎌ヶ谷市			※
君津市			※
四街道市			※
印西市	●	●	
南房総市			※
匝瑳市	●	●	
山武市	●	●	

左記のうち、特定空家等の認定等諮問を行っている市（13市）に対し、

- ・市長が諮問に加わることについて議論は発生しているか
- ・議論についてどのように解決案を検討しているかの聞き取り調査を行った。

## 回答内容

諮問を行った実績がない 7市  
 協議会の開催実績なし 2市  
 諮問を行った実績があるが、議論に至っていない 2市  
 （うち、市長の代理で部長が出席している 1市）  
 諮問機関ではない 1市  
 木更津市と同内容で検討中 1市

※の4市は、法定外の協議を行っていないため、聞き取りから除外した。

## 2 事務局検討(案)

### ①協議会を区分する。

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の協議を行う協議会(法定協議会)
- ・諮問に対する審議・答申を行う協議会(法定外機関)  
に分けて運営をする。

### ②: 除斥規定を設ける

木更津市空家等対策協議会運営要領の中に、市長が諮問した議題について、市長及び3部長が参与することができない(退席扱い)とする規定を設ける。

### ③諮問機関ではないものとする。

これまで諮問していた事項については、議事または報告として協議会に提出し、市長含む委員にはこれまでどおり内容について自由に意見を出していただく。

ここで出された意見・会議結果は、「答申」ではなく「協議結果」として扱う。